

子育て・教育

～就学前～

障害児通所支援 身 知 精 難

問合せ窓口 市役所第2別館 児童発達支援センター
電話:727-9520

就学前の子どもの障害児通所支援として、「児童発達支援」「居宅訪問型児童発達支援」「保育所等訪問支援」を利用できます。

サービス名	サービス内容
児童発達支援 (対象:未就学児)	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
居宅訪問型児童発達支援 (対象:未就学児)	児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な未就学の障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
保育所等訪問支援 (対象:未就学児～高校生)	保育所等に通う障害児について、専門の指導員がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

箕面市立
児童発達支援センター 身 知 精 難問合せ窓口 市役所第2別館 児童発達支援センター
電話:727-9520

就学前の障害のある子どもや、発達上なんらかの支援を必要とする子どもが通園する施設です。日常生活や社会生活がより豊かに展開するための療育を提供します。子どものリハビリテーションを行う診療所を併設しています。

発達相談「ゆう」 身 知 精

問合せ窓口 市役所第2別館 児童発達支援センター
電話:727-9522 発達相談専用

運動や遊び、言葉など子どもの発達で気になる点、ご心配な点や、療育に関するご相談を受けています。面接、電話いづれでも応じています。面接を希望するかたは、事前に電話で相談日を予約してください。

～就学後～

障害児通所支援 身 知 精 難

問合せ窓口 市役所第2別館 児童発達支援センター
電話:727-9520

就学後の子どもの障害児通所支援として、「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」を利用できます。

サービス名	サービス内容
放課後等デイサービス (対象:小学生～高校生)	就学中の障害児に授業の終了後、または夏休みなどの休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
保育所等訪問支援 (対象:未就学児～高校生)	保育所等に通う障害児について、専門の指導員がその施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

子どもの教育相談 身 知 精

問合せ窓口 児童生徒指導室(教育相談)
電話:724-6797 ファクス:724-6010

児童・生徒の家庭・学校生活について保護者・教職員の相談に臨床心理士など専門職員が応じています。

費用	無料
手続き	相談日は月曜日～土曜日です。事前に電話で予約してください。

支援学校などへの自動車送迎 身 知

問合せ窓口 みのおライフプラザ 障害福祉室
 電話:727-9514 ファクス:727-3539

市内在住の重度の障害のあるかたで、通学バスまたはその他の代替手段もなく、自宅からの送迎を必要とするかたをタクシーで送迎します。(ただし、大阪府教育委員会が実施する「医療的ケア通学支援事業」の対象のかたを除きます。)

費用	無料
手続き	対象者、送迎の範囲などくわしくは障害福祉室にご相談ください。

◆「障害福祉サービス」にはヘルパーが通学の支援をするサービスがあります。詳しくは、(P.17「外出を支援するサービス」)をご覧ください。

その他の相談窓口 身 知 精

区分	内容	問合せ先
保育所・幼稚園・認定こども園への入所・入園	発達上支援を必要とし、集団保育が望ましい児童の保育所・幼稚園・認定こども園への入所・入園については、子ども総合窓口でご相談ください。	市役所別館2階 子ども総合窓口 電話:724-6791 ファクス:721-9907
学童保育	小学校1年生から6年生の留守家庭児童、または障害のある小学校1年生から6年生までの児童を対象とした学童保育を、市内の各小学校区で実施しています。 費用:保育料(月額7,200円)、延長保育料(日額250円) 手続き:放課後子ども支援室でご相談ください。	市役所別館3階 放課後子ども支援室 電話:724-6736 ファクス:724-6010
小・中学校への入学	障害のある幼児・児童の小・中学校への入学等については、人権施策室へお問い合わせください。	市役所第3別館2階 人権施策室 電話:724-6921 ファクス:725-8360
児童・家庭相談	家庭における子ども(0~18歳未満)の養育、その他子どもに関わる相談全般に応じています。	市役所別館2階 児童相談支援センター 電話:724-6233 ファクス:721-9907
子どもの総合的な相談	児童福祉司、児童心理司、医師などの専門職員が児童や家庭のさまざまな相談に応じ、適切な助言・指導等を行っています。また、18歳未満の児童の療育手帳の判定を行っているほか、障害児施設入所の相談にも応じています。	大阪府箕面子ども家庭センター 箕面市船場西3丁目8-22 箕面市役所第2別館3階 電話:739-6170 ファクス:739-6172

